

特定震災特例経営強化計画の 履行状況報告書

令和2年12月（2020年12月）

 **相双五城信用組合**

1. 令和2年9月（2020年9月）期決算の概要	・・・	1
(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制	・・・	1
① 経営環境		
② 震災復興への取組み体制		
(2) 決算の概要	・・・	2
① 資産・負債の状況		
② 損益の状況		
③ 自己資本比率の状況		
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・・・	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策の進捗状況	・・・	3
① 中小規模の事業者に対する金融円滑化の取組みの進捗状況		
② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取組みの進捗状況		
③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策の進捗状況		
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況	・・・	8
① 被災者への信用供与の状況		
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況		
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・・・	19
① 経営革新等支援機関としての支援の進捗状況		
② 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策の進捗状況		
③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化の方策の進捗状況		
④ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況		
⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策の進捗状況		
(4) 経営基盤の充実の方策の進捗状況	・・・	22
① 店舗戦略の明確化の進捗状況		
② 預金増強並びに基盤強化の進捗状況		
(5) 人材育成の方策の進捗状況	・・・	25
3. 剰余金処分の方針	・・・	27
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策の進捗状況	・・・	27
(1) 経営管理に係る体制及び方針	・・・	27
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・・・	28
(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	・・・	29

1. 令和2年9月（2020年9月）期決算の概要

（1）経営環境及び震災復興への取組み体制

① 経営環境

国内経済は、世界的に新型コロナウイルス感染症の影響を受け景気の低迷の中、国内に於きましても大きく影響を受けております。しかしながら、国内では、個人消費が緊急事態宣言の解除に伴う人出の回復などにより需要の持ち直しが見られたものの、冬季に入り新型コロナウイルス感染症の再拡大により、経済活動に著しい影響が出ている状況にあります。

一方、福島県内の経済状況を見ますと、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いております。このような中、東日本大震災からの復興へ向けた取り組み、台風等被災による建設需要が高水準にありますが、住宅投資は減少しており、個人消費に於きましても新型コロナウイルス感染症の影響が続いている状況にあります。

当組合の営業地域であります相双・いわき地区並びに宮城県仙南地区に於きましては、少子高齢化による労働力不足が続いている状況ではありますものの、震災や原発事故による風評被害などの困難に直面しながらも、復興に向け一歩ずつ前に進んでいることが感じられます。しかしながら、あらゆる業種に於いて新型コロナウイルス感染症の影響が大きく響いております。

② 震災復興への取組み体制

このような状況の中、当信用組合では、直接・間接的に被災されたお客様を含め、地域の中小零細事業者や個人の皆様に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考え、平成23年（2011年）度に、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じた160億円の資本支援を受け、財務基盤の強化を図り、東日本大震災からの復興支援及び地域の中小零細事業者等への信用供与の円滑化に向けた体制を整えております。

今後も、金融機能強化法に基づく「特定震災特例経営強化計画」を着実に進め、震災からの復興支援に役職員が一丸となって取り組んでまいります。

(2) 決算の概要

① 資産・負債の状況

ア. 貸出金残高

貸出金残高（末残）は、令和2年3月（2020年3月）末比1,339百万円減少の39,016百万円となりました。

現在のコロナ禍における、利子補給等コロナ関連融資により保証協会付融資は388百万円と純増しました。しかしながら、太陽光発電関連のシンジケート融資は通常回収により139百万円の減少、コロナ禍における消費行動委縮等により消費者ローン（個人カードローン含む）は105百万円の減少、地公体融資811百万円の減少等により前期末対比に於きましては大幅な減少となりました。

イ. 預金残高

預金残高（末残）は、令和2年3月（2020年3月）末比3,855百万円増加の85,474百万円となりました。

普通預金などの要求払預金は、主にコロナ禍における特別定額給付金、持続化給付金、又、コロナ関連融資に係る歩留まり金等により、前期末対比2,916百万円の増加、定期預金はキャンペーン商品の推進及び地公体預金の増加により、前期末対比1,649百万円の増加、定期積金残高につきましては高利率定期積金（備金利率1%）の満期到来に伴い、前期末対比711百万円の減少となりましたが、預金全体では前期末対比大幅な増加となりました。

② 損益の状況

貸出金利回りは震災後の復興資金等低金利商品の影響により依然として低い状況で、令和2年9月（2020年9月）末で1.57%（前期末対比0.06ポイント減少）となっています。減少の要因は太陽光発電関連融資や地公体融資残高の減少、更にはコロナ感染症拡大の影響により消費行動が委縮したことより、消費者ローン減少となったことが主な要因であります。また、貸出金残高は前年度末対比1,339百万円の減少となり、貸出金利息収入についても前年度同月対比4百万円の減少となりました。

一方、余資運用利息については、マイナス金利政策等による市場金利が低下しているものの、平成29年（2017年9月）度下期以降から比較的投資効率の高いJリートへの投資により有価証券利回りは、前年度末対比0.07ポイント増加の1.25%となり、有価証券利息配当金につきましても前年同月対比26百万円の増加となりました。

また、業務純益は、138百万円を確保することができました。経常利益については、142百万円となり、当期利益は前年度同月対比14百万円増加の108百万円となりました。当期利益の増加要因は、Jリートを中心に運用する計画で簿価額を対前年同期比1,011百万円の増加により有価証券利息配当金が対前年同期比26百万円の増加及び有価証券入替に伴い、債券売却益が15百万円の増加によるものです。

今後におきましてもより一層、地域の復旧・復興に継続的に貢献しつつ収益力の強化を図って参ります。

③ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、国内の金融機関として最低必要とされる4%を大きく上回る37.71%と高水準を維持しております。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策の進捗状況

① 中小規模の事業者に対する金融円滑化の取組みの進捗状況

ア. ローンセンターの設置

当信用組合では、各営業店において常時専門担当者の訪問及び窓口での融資相談を受付けております。しかしながら、地域の事業者、勤労者等におきましては様々な状況での融資相談が考えられますことから、既存の営業店の中から、お客様の来店しやすい立地条件と考えられる福島県エリアの相馬西支店、宮城県エリアの亘理支店をローンセンターとして体制を整備し、平成29年4月3日(2017年4月3日)よりフルバンク機能を併用したローンセンターの営業をスタートし、融資相談に対応しております。

イ. 休日融資相談会の開催

平成28年10月(2016年10月)から、お客様より全店にて融資相談会を開催して頂きたいとの要望を受け、相談所を除く全店舗にて、毎週火曜日午後5時～午後7時まで開催しておりました。平成30年8月(2018年8月)より福島県店舗、宮城県店舗の顧客を集約する取組の下、ローンセンターのみにて開催しております。今後も、より多くのお客様のニーズにお応えすべく、ホームページへの掲載や窓口相談等により復旧・復興の一助となるようタイムリーな資金等の提供を行ってまいります。又、毎月第3日曜日の午前10時～午後4時までローンセ

ンターによる休日融資相談会を開催しておりましたが、来店客数の減少等を踏まえ、令和2年10月（2020年10月）より中止しております。

【休日融資相談会受付実績】（夜間融資相談会実績も含む）(単位：件、百万円)

	2012年6月 2020年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
相談件数	1,147	5	4	3	4	2	4	1,169
実行件数	361	2	2	0	0	1	1	367
実行金額	2,243.6	2	4.5	0	0	1	0.4	2,251.5

注) 令和2年11月（2020年11月）以降は夜間融資相談会の実績のみとなっております。

ウ. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資商品を率先して複数提供しております。

いずれも中小零細事業者には使いやすい商品となっており、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

令和2年度は「SSグレードローン」「SSグレードカードローン」の取扱を中止し新商品として「グレード職域1」「グレード職域2」の取扱を開始しております。

・「SSグレードローン」「SSグレードカードローン」

＜令和2年11月（2020年11月）末現在＞(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資残高	商品概要
SSグレードローン	9	12	平成27年10月（2015年10月）より取扱開始・ 対象先として融資新規先で帝国データバンクのデータ保有先、債務超過でなく営業黒字先・融資金額は3,000万円まで
SSグレードカードローン	1	2	平成27年10月（2015年10月）より取扱開始・ 対象先はローン同様・極度額1,000万円まで ＊平成30年6月（2018年6月）より500万円から1,000万円に増額

・「グレード職域1」「グレード職域2」
 <令和2年11月（2020年11月）末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資残高	商品概要
グレード職域1	8	51	令和2年5月1日より取扱開始・対象先として融資新規先、既存先に問わらず、ハートフル(職域)覚書を締結した法人(業歴3年以上)、個人事業主(業歴2年以上)、融資金額コースにより10万円以上3,000万円以内。
グレード職域2	0	0	令和2年5月1日より取扱開始・対象先として、融資新規既存先に問わらず、ハートフル(職域)覚書を締結した法人(業歴3年以上)、個人事業主(業歴2年以上)を対象。カードローンを作成し融資金額はコースにより100万円以上2,000万円以内。

・「SSスピードローン」「SSクイックローン」「宮城県市町村中小企業振興資金」
 <令和2年11月（2020年11月）末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資残高	商品概要
SSスピードローン	0	0	1年以上の事業実績など福島県信用保証協会が定めた条件の対象者(中小零細事業者)・所定チェックリスト適合により保証決定・融資金額1,000万円まで
SSクイックローン	5	55	1年以上の事業実績など福島県信用保証協会が定めた条件の対象者(中小零細事業者)・ファックスで申込受付し、即日保証決定・融資金額5,000万円まで
宮城県市町村中小企業振興資金	60	126	宮城県の各市町村が定めた条件の対象者(中小零細事業者)・保証協会の保証料を市町村が負担・融資金額2,000万円まで

エ. 地域に密着した営業戦略の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在も、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定(解除により帰還可能地区も有り)により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も払拭しきれずしております。

一方、津波による被災地域では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げはほぼ終了し、被災者の移転も進んでいます。しかし、個人ローンのニーズも引き続き発生していることから、被災した個人の方々への個別訪問活動を継続し実施しております。

地域別の震災復興状況に合わせ、現在は、各ローンセンターにおいて資金需要に対応すべく毎週火曜日午後5時～午後7時まで夜間融資相談会の他、令和2年5月（2020年5月）のゴールデンウイークの5日間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者、勤労者の方への対応の為、本店・原町支店・大河原支店の3店舗を10：00～16：00まで、融資相談等を実施しました。結果5日間3店舗合計で、20件の相談がありました。新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、今後におきましても、事業者、勤労者の方への融資相談等においては引き続き柔軟に対応してまいります。

② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取組みの進捗状況

ア. 信用リスク管理システムの活用

当信用組合では、中小規模の事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信用リスク管理システムを導入し、信用格付に基づき取引方針を検討し融資推進を図っております。

震災及び原発事故の影響により止む無く事業活動を休止されていたお客様や、震災の影響による財務内容が回復しないお客様におきましても、担当部署の融資部と営業店が協議し、経営改善支援委員会におきまして、極力財務内容把握のための協議をしながら融資対応を行っております。

当信用組合は、地域に密着した金融機関として、これまで培つてまいりましたお客様との信頼関係や、個別訪問による震災後の蓄積情報等を基本に、信用リスク管理システムを活用した速やかな経営分析及び与信判断を行い、中小零細事業者の強みや弱みを見極め、顧客サポートを行うとともに、特に必要と判断した与信先について、顧問契約を結んでいる中小企業診断士（以下、「経営改善支援コーディネーター」という。）の適時訪問による経営指導を行っております。（経営改善支援先：平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで189先、令和元年（2019年）度16先、令和2年（2020年）度は11月現在12先抽出）

イ. 経営改善支援コーディネーターの派遣

顧客サポートを行うべく、特に必要と判断した与信先について、経営改善支援コーディネーターと共に同行訪問を毎月2日間実施、2先から4先を適時訪問による経営相談・経営指導等を行っております。（経営改善支援先：平成29年（2017年）度19先抽出、15先に対し35回同

行訪問、平成 30 年（2018 年）度 13 先抽出、10 先に対し 36 回同行訪問、令和元年（2019 年）度 16 先抽出、13 先に対し 20 回同行訪問、令和 2 年 11 月（2020 年 11 月）末現在 12 先抽出、8 先に対して 11 回同行訪問実施）

ウ. 外部機関の「福島県産業復興相談センター」「福島県よろず支援拠点」「宮城県よろず支援拠点」等との連携

お客様の経営改善支援や事業再生につきましては、状況により高い専門性が求められることもあることから、外部機関の福島県産業復興相談センターの専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援、宮城県よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、また、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

平成 28 年（2016 年）度は「福島県産業復興相談センター」と 5 先連携のうえ、平成 29 年（2017 年）度まで 1 先は引き続き経営改善計画書を作成し条件変更を実施しております。また、「福島県よろず支援拠点」、

「宮城県よろず支援拠点」については、「宮城県よろず支援拠点」が 1 先を支援済みであり、今後におきましても引き続き連携し、外部支援を必要と判断した先に対しては、積極的に専門家派遣等を行い、地域事業者支援に取組んでまいります。

令和元年（2019 年）度は「みやぎ事業引継支援センター」と 1 先連携し、又「福島県事業引継支援センター」とも 1 先連携のうえ、価格や条件面等、事業承継に係る様々な課題に対する解決に向けての支援に取組んでおりましたが、令和 2 年度（2020 年度）に於いて、事業者から取下げの依頼が有り、各引継支援センターとの連携は終了しております。

又、当信用組合の営業地域内では震災後人材確保に苦慮している事業所も多く存在していることから、平成 29 年（2017 年）度下期より一般社団法人キャリア支援機構主催での人材確保に向けた事業者向けセミナーを開催し、平成 30 年 3 月（2018 年 3 月）末まで事業者 4 先への専門家派遣を実施しておりましたが、同事業者では、地元採用を強く希望しており同セミナーでの採用はありませんでした。

エ. 経営改善支援の進捗状況の検証

a. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

当信用組合では、引き続き信用供与の円滑化を図るため、融資部を中

心としたスタッフで経営改善支援委員会（現在5名体制）を設置しており、経営改善計画書を徴求した大口与信先及び経営改善支援先並びに条件変更先等につきましては、常時営業店の管理職または役席が訪問しております。

更に、外部支援機関と連携して実施した同行訪問時の状況・経営改善支援コーディネーターとの同行訪問時の状況等の報告について、毎月開催している同委員会においてその内容を精査し、改善状況等を把握するとともに、経営上の問題点の解決策及び改善に向けたアドバイス等の指導提案を営業店に行い、その進捗状況の継続的な管理指導を行っております。

又、毎月開催している同委員会後、その都度常務会に経営改善支援の進捗状況を報告し、常務会は、当該報告内容を検証しております。

b. 理事会における検証

理事会において、常務会から経営改善支援委員会による経営改善支援先の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点から実効性の検証を行っております。

また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示することとしております。

③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策の進捗状況

当信用組合は、経営者保証ガイドラインの営業店への周知徹底を継続して行っているほか、信用リスク管理システムを活用した速やかな経営分析及び与信判断を行ったうえで取引方針の決定を行い、確定した信用格付に基づいて信用貸付枠を設けて事業性評価に基づいた店長専行権限による融資に積極的に取り組み融資推進を図っております。

また、融資審査においては、同システムによる格付や資金計画の妥当性も含め判断しており、民法（債権関係）の改正に伴う保証人の具備要件として公正証書作成要件が新たに定められたことから、担保または保証に過度に依存しない融資を実践しております。

（2）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

① 被災者への信用供与の状況

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から9年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

【被災者向け新規融資の状況】

(単位:先、百万円)

	新規融資			
	令和2年11月(2020年11月)末までの累計)		うち条件変更先に対する新規融資	
	先数	金額	先数	金額
事業性資金	642	21,407	189	7,907
	運転資金	163	2,292	108
	設備資金	412	18,943	72
	カードローン	67	172	9
消費資金	70	203	27	51
住宅ローン	232	4,381	13	284
合計	944	25,991	229	8,242

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方公共団体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行しております。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 被災者向け商品の提供

a. 中小規模業者向け

・「そうごしんくみ復興特別資金」

東日本大震災により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2年間固定）にて提供。

（取扱期間を令和3年3月（2021年3月）末まで延長。）

・「そうごしんくみ復興アパートローン」

東日本大震災により被災された法人・個人を対象に、2億円を融資限度として修繕費、賃貸不動産購入・建築等の設備資金を提供。
(但し、アパート需要の落着きにより同ローンの取扱を平成31年3月
(2019年3月)末で終了しました。)

<令和2年11月（2020年11月）未現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
そうごしんくみ復興特別資金 (プロパー)	215	4,886	東日本大震災の被災事業者等・限度額2億円・運転資金の手形貸付は原則担保不要
そうごしんくみ復興アパートロー ン (プロパー)	274	15,221	東日本大震災の被災を受けた法人、個人・限度額2億円・対象物件担保

b. 個人向け

・「災害復旧住宅ローン」

平成24年（2012年）度以降は、相馬市・新地町による土地買取価格の調整が図られたほか、平成26年（2014年）度以降は、相馬市・南相馬市の防災集団移転促進事業が促進され、被災者に対し住宅の再建支援策として、金利を優遇した災害復旧住宅ローンの実行累計は平成31年3月（2019年3月）未現在で229件：4,336百万円まで進捗するなど、被災者の復旧の一助を担って参りました。

被災者の住宅再建は概ね完了しており、災害復旧住宅ローンの需要は無くなりつつあると考えており、令和元年度は取扱を中止しております。

しかしながら、令和元年度に発生した台風19号等の豪雨により被害に遭った方のために、令和元年10月18日（2019年10月18日）から令和3年3月（2021年3月）未まで、災害復旧住宅ローンの取扱を再開しております。

尚、平成31年1月（2019年1月）より、災害公営住宅に居住している被災者が当該公営住宅を買取る場合の支援として、災害公営住宅ローンを発売致しました。

<令和2年11月（2020年11月）末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
災害復旧住宅ローン	232	4,401	東日本大震災の罹災者に対する住宅の新築・増改築資金、住宅用土地及び住宅の購入資金等・台風19号の豪雨被害に遭った方。
災害公営住宅ローン	13	47	災害により公営住宅に居住しており、公営住宅の買取りを行う者。 500万円以内、10年以内、担保・保証人原則不要。

イ. 相談機能強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談・サポートを実践するため、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市に相談所を継続開設し、融資のみならず、お客様のあらゆる相談の対応とサポートに傾注しておりました。依然として避難されているお客様のほとんどが帰還していない現状ではありますが、各地方公共団体が帰還していることを踏まえ、地元金融機関の責務を果たすべく、令和2年1月14日（2020年1月14日）浪江支店（大熊支店と富岡支店の業務も行う。）を再開し、浪江地区だけではなく、双葉郡地区のお客様に対するサービス向上を図っております。

各相談所については、各地方公共団体等の帰還等により、相談所近隣のお客様減少しておりますので、令和元年12月（2019年12月）末を持って会津若松相談所・二本松相談所の各相談所を閉鎖致しました。

いわき市には、浪江町、大熊町、富岡町の事業者、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、同市内の支店（いわき支店）は、営業店としての全ての業務を行いサービス向上に努めております。

【各相談所の相談受付実績】

<令和2年11月（2020年11月）末現在>

(単位：件)

	令和2年5月末 (2020年5月)末	浪江支店 (2020年6月～11月)	いわき支店 (2020年6月～11月)	合 計 (2020年11月)末
相談件数（預金・融資）	14,377	460	1,210	16,047
内預金	12,137	430	1,210	13,777
内融資	2,240	30	0	2,270

ウ. 被災信用供与への柔軟な対応

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきまし

ては、東日本大震災の発生から9年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに柔軟な対応を行い、被災者の支援に積極的に取り組んでいることから、被災による平成23年4月（2011年4月）末の延滞発生先数は1,330先98億円となっておりましたが、令和2年11月（2020年11月）末までに事業資金と住宅資金において820件203億円の条件変更を実施し、他に消費者ローンの条件変更等にも取り組みましたことから、原発被災外店舗では若干の増減はあるものの原発被災店舗では着実に減少し、令和2年11月（2020年11月）末では801先5,281百万円減少し、延滞先数・残高は8先104百万円となり、債権の正常化が進んでおります。

・債権管理サポートチームの創設

当信用組合では、東日本大震災以降、被災されたお客様の多くが就業や営業の生産活動の中止を余儀なくされ、融資の弁済が困難となったことを考慮し、平成23年7月（2011年7月）より融資部を中心とする組織横断的な債権管理サポートチームを発足し、随時電話により延滞状況を確認する他、2か月毎に各相談所を臨店し、被災者状況の確認・指導を行う等のサポートをしておりました。こうした中で延滞が震災以前より減少していることから、平成27年3月（2015年3月）より融資部職員のみでの債権管理サポートチームとし、平成28年8月（2016年8月）に震災から5年が経過し延滞先が相当減少したことから発足当時の役目は果たしたと判断、これにより債権管理サポートチームを解散し、残りの震災関連融資につきましては融資部が引き継ぎ、継続的なサポート体制をとっております。

【震災後の延滞債権の推移】

(単位：先、百万円)

	平成23年4月(2011年4月)末		令和2年11月(2020年11月)末		対比	
	先数	残高	先数	残高	先数	残高
原発被災外店舗	521	4,457	27	481	△494	△3,976
原発被災店舗	809	5,385	8	104	△801	△5,281
計	1,330	9,842	35	585	△1,295	△9,257

【震災後の条件変更実行（令和2年11月（2020年11月）末現在）】

(単位:件、百万円)

	事業資金		住宅資金	
	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額
原発被災外店舗	468	10,376	90	1,110
原発被災店舗	197	8,049	65	796
計	665	18,425	155	1,906

【震災後の事業性資金、住宅資金、消費者ローンに係る条件変更実行】

(単位:件、百万円)

	平成23年4月(2011年4月)～ 令和2年5月(2020年5月)		令和2年6月(2020年6月)～ 令和2年11月(2020年11月)		計	
	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額
事業性資金	629	17,616	36	809	665	18,425
住宅資金	148	1,796	7	110	155	1,906
消費者ローン	58	35	2	4	60	39

工. 外部機関との連携による対応

a. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

当信用組合は、福島県産業復興相談センターと連携を図りながら被災された中小零細事業者の状況に応じた支援を実施するため、同センターを相談窓口とし、積極的に活用することとしております。

平成27年（2015年）度までの相談件数は7件となっており、平成28年4月（2016年4月）から令和2年12月（2020年12月）までの債権買取り相談・希望受付分については、具体的な事例はありませんが、以前より債権買取りに限らず、経営課題の相談に乗り、必要に応じ他の金融機関等の支援機関との連携調整等や経営課題解決に向けた施策、条件変更等に向けた協議等を行っています。

・「福島産業復興機構」

当信用組合は、被災したお客様の迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、平成23年12月（2011年12月）に福島県、（独）中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加しており、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、

事業再生が見込まれるお客様について、同機構の活用を検討し、事業再開や事業再生を支援する体制を整えております。

平成 27 年（2015 年）度までの同機構による支援決定は 5 件（うち 4 件買取、1 件組合で独自支援）。平成 28 年 4 月（2016 年 4 月）から令和 2 年 12 月（2020 年 12 月）までの相談や具体的な事例はありませんが、今後につきましても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。更に、継続して周知活動を行ってまいります。

▪「(株) 東日本大震災事業者再生支援機構」

(株) 東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会をご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進しております。

平成 27 年（2015 年）度までに 4 先協議を行い 3 先について同機構による買取りが完了し、1 先については当信用組合が独自で支援（条件変更等）を実施しました。

平成 28 年 4 月（2016 年 4 月）から令和 2 年 12 月（2020 年 12 月）までの債権買取り相談等はありませんが、今後も同様の相談があつた場合には、債務者の業況等を見極め柔軟に対応し、可能な限り支援を実施する方針であります。

▪「しんくみリカバリ」

信用組合業界では、業界専用の再生ファンドである「しんくみリカバリ」を設立して、地域の中小企業の再生と活性化に向けた取組みを進めております。

また、福島県内の中小企業を対象とした再生ファンドとしては地域活性化ファンドとして当信用組合を含む福島県内の 6 金融機関、福島リカバリ（株）、（株）農林漁業成長産業化支援機構、福島県、（株）みずほ銀行が有限責任組合員となって構成されている「ふくしま地域産業 6 次化復興ファンド」（農林漁業者が他産業と対等の立場で事業展開する「6 次化事業体（合弁会社）」に、ファンドが必要な成長資金を供給し、形成困難であった異業種との強力な結びつきを、ファンドによる戦略的連携により実現させることを目的として設立）がありますが、当信用組合関係事業者ではまだ利用実績がないものの、今後もお客様に引き続き周知を図り、お客様の状況等に応じて、今後も

ファンドの活用を検討してまいります。

b. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、平成29年12月（2017年12月）末時点で弁済計画書に同意したものは2件となっており、現在は完済しております。

平成28年4月（2016年4月）から令和2年12月（2020年12月）までの相談受付の案件はありませんが、引き継ぎ個別訪問により丁寧な説明を心掛けて周知継続を図ってまいりますとともに、相談案件が発生した場合には、速やかに対応していくよう周知しております。

令和3年3月（2021年3月）末をもって、当該ガイドラインは終了となります。終了後については自然災害ガイドラインに則り、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで積極的に利用を勧奨し、弁護士や税理士とも連携しながら、自然災害ガイドラインに沿った債務整理等を適切に対応してまいります。

c. 消費者ローンの推進強化

お客様への積極的な訪問活動を踏まえ、個人のお客様に対しては、ライフサイクルに応じた資金需要も考えられますことから、即時対応可能な消費者ローンの推進を図っております。

推進方策といたしましては、当信用組合が推進しております職域提携先（各事業所との提携により従業員等への優遇商品の提供を実施）への積極的なセールス、プロパー消費者ローンを推進しております。

また、現在のコロナ禍における収入源等による資金需要、条件変更等へは引き続き柔軟な対応を進めてまいります。

【消費者ローン実行金額一覧】

<令和2年11月（2020年11月）末現在>

(単位：件、百万円)

	2016年4月 2020年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
実行件数	1,777	17	18	25	15	14	20	1,886
実行金額	2,064	19	20	22	13	13	20	2,171

d. 「地方創生」への積極的参画

人口減少や高齢化による地方経済の地盤沈下を防ぐ試みは、私ども地域金融機関である信用組合が成し遂げなければならない大切な使命であると認識しており、地方公共団体による「地方創生」事業へ積極

的に参画し、「地方創生」実現に向けて取組んでおります。

『包括的連携協定書締結地方公共団体一覧』

平成 28 年 7 月 6 日 (2016 年 7 月 6 日)
 相馬市 (エリア店舗：本店、相馬港支店、相馬西支店)

平成 28 年 7 月 11 日 (2016 年 7 月 11 日)
 蔵王町 (エリア店舗：蔵王支店)

平成 28 年 7 月 28 日 (2016 年 7 月 28 日)
 新地町 (エリア店舗：新地支店)

平成 28 年 9 月 16 日 (2016 年 9 月 16 日)
 亘理町 (エリア店舗：亘理支店)

平成 28 年 12 月 2 日 (2016 年 12 月 2 日)
 岩沼市 (エリア店舗：岩沼支店)

平成 29 年 9 月 5 日 (2017 年 9 月 5 日)
 大河原町 (エリア店舗：大河原支店)

平成 30 年 3 月 22 日 (2018 年 3 月 22 日)
 南相馬市 (エリア店舗：原町支店、鹿島支店)

令和 2 年 1 月 24 日 (2020 年 1 月 24 日)
 浪江町 (エリア店舗：浪江支店)

尚、浪江町に「未来につなぐふるさと浪江の創建」の支援として 10 万円寄付しました。

コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令による、外出自粛に伴い、特に売上減少等、経営に打撃を受けた当組合営業エリアの飲食業の復興を支援すべく“地元の食応援”懸賞付定期預金「福食めぐり」を発売。

当組合と取引のある飲食業 20 社のお食事券（1 社、5 千円分 × 10 本）を当組合が負担し懸賞としました。令和 2 年 6 月（2020 年 6 月）より令和 2 年 8 月（2020 年 8 月）まで全店にて 20 億円販売、令和 2 年 9 月 11 日（2020 年 9 月 11 日）に抽選会を行いました。

【地方創生関連預金商品残高一覧】

『令和 2 年 11 月（2020 年 11 月）末現在』

(単位：件、百万円)

	本店	相馬港支店	相馬西支店	新地支店	亘理支店	蔵王支店	岩沼支店	大河原支店	原町支店	鹿島支店	浪江支店	いわき支店	合計
健康応援	口数	25	6	13	64	7	21	13	22	14	7	0	192
	金額	28	9	20	57	12	18	16	30	10	11	0	217
子育て支援	口数	57	15	23	17	28	11	23	20	24	40	0	259
	金額	84	16	35	14	33	19	28	16	30	47	0	329

キ. オールふくしま経営支援事業との連携強化

福島県内の中小企業等は風評被害の影響により厳しい状況が続いており、地域活性化のためにも地域事業者の活力が必要不可欠であり、中小企業等の経営支援体制をとるべく、金融機関の連携を図ることを目的として、「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」が平成27年10月9日（2015年10月9日）設立されました。

このことから、当信用組合におきましては、本部支援担当部署及び福島県内稼働店舗の各店長を同委員会へ参加するメンバーとし、福島県内の各稼働店舗を相談窓口としております。

オールふくしま経営支援事業との連携強化の為、オールふくしま全体会議、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会相双地域ネットワーク会議、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会いわきネットワーク会議に参加しております。令和2年11月（2020年11月）末現在オールふくしま経営支援事業を活用した中小企業等の経営支援事業の実績は有りませんが、引き続きオールふくしま経営支援事業を活用すべく地域事業者への周知活動を図り地域事業者支援に取組んでおります。

ク. 地方公共団体への支援

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業が見込まれることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けに積極的に応じることとしております。

しかしながら、近年各金融機関とも低金利であるため、なかなか落札することができずにおりますが、地域金融機関として積極的に取組んでおります。

令和2年度は福島県内に対し3件、宮城県内に対し1件の融資を実行しております。

【地公体融資実行件数・金額】

『令和2年11月（2020年11月）末現在』

（単位：件、百万円）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
実行件数	12	17	8	7	22	4
実行金額	2,622	1,912	1,023	895	1,412	103

ケ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション

ン」の利用

当信用組合では、平成 23 年（2011 年）度から全信組連を通じ、毎年度日本銀行による期間 1 年の「被災金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用を継続し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

コ. 当信用組合による被災地支援の取組み

地域金融機関として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、地域経済の復興支援として、相馬市に令和 2 年 5 月 21 日（2020 年 5 月 21 日）に 300 万円寄付しました。又、緊急事態宣言発令による、外出自粛に伴い、特に売上減少等、経営に打撃を受けた当組合営業エリアの飲食業の復興を支援すべく“地元の食応援”懸賞付定期預金「福食めぐり」を発売。当組合と取引のある飲食業 20 社のお食事券（1 社、5 千円分 × 10 本）を当組合が負担し懸賞としました。令和 2 年 6 月（2020 年 6 月）より令和 2 年 8 月（2020 年 8 月）まで全店にて 20 億円販売、令和 2 年 9 月 11 日（2020 年 9 月 11 日）に抽選会を行いました。

現在のコロナ禍により、地域イベント等は中止を余儀なくされ参加できない状況ではありますが、終息後においては、以前と同様に地域イベント等へ積極的な参加は継続してまいります。

＜主な支援事例＞

【事例 1】被災地域に於ける復興工事の円滑化を図る中小企業支援

昭和 59 年（1984 年）から福島県南相馬市にて管工事業を営んでいた K 社に対して、保有する重機が古く、台数も少ない事から作業効率の向上に係る相談がありました。

当信用組合として、新たな設備投資は作業効率の改善及び被災地域の復興加速に繋がるものと思料、原子力災害時に被災地域で事業を行っていた事から福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の活用を提案し、同補助金の申請支援を実施し採択されました。

【事例 2】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施し、売上回復を図る中小企業支援

宮城県亘理町にて飲食業を営んでいる個人事業主 S 氏と宮城県白石市で飲食業を営んでいる W 社より、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い売上高が減少している事から、飛沫感染防止策等を行い、売上高回復を図りたい旨、相談がありました。

当信用組合として、感染拡大防止策の実施は売上高回復の為には

必須であると思料し、顧問中小企業診断士と協議のうえ、両者に宮城県再起支援補助金の活用を提案、同補助金の申請支援を実施し、それぞれ採択されました。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

① 経営革新等支援機関としての支援の進捗状況

当信用組合では、(独) 中小企業基盤整備機構などの各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し情報の集積及び発信機能(東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等)を強化するとともに、支援対象先へは当信用組合と経営改善支援コーディネーターと営業店担当者の帶同訪問により、令和2年度福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金について、補助金申請した先が1先(採択済)という状況であり、グループ補助金についても1先申請しております。

引き続き補助金等の情報を提供し、申請等のアドバイスを実施してまいります。各営業店に対しては、地方公共団体が発表した地方創生事業に沿った地域活性化に取組んで行くよう、継続的に職員を説明会・セミナー等に積極的に参加させ支援・連携態勢の強化を図っております。

② 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策の進捗状況

ア. 各種商工団体との連携

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能(東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等)を強化するとともに、各種団体関係者を招致し、当信用組合取引先で、事業改善(再建)・創業・新規事業展開希望者へ、経営改善計画・事業計画書等に関する相談会を平成31年(2019年)1月、2月、3月に実施しております。

今後も地域事業者の事業展開支援に貢献すべく、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、支援体制を構築してまいります。

イ. 資金調達手段の情報提供

当信用組合を含め福島県内の4信用組合は、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的として、クラウドファンディングを推進するためにミュージックセキュリティーズ(株)と業務提携を結んだほか、いわき信用組合との「FAAVO磐城

国」パートナー契約を締結し、購入型クラウドファンディングでの創業支援、販路拡大を支援しております。

令和2年度（2020年度）においては、コロナ禍における、売上減少等、経営に打撃を受けた当信用組合取引先を支援すべく、全信組連の起案による「MOTTAINAI もっと」（クラウドファンディング）を活用した事業者の応援策へ当組合事業者5社が購入型クラウドファンディングにて、1社が寄付型クラウドファンディングにて参加しました。一定の宣伝効果があり、引き続き事業者支援を行ってまいります。

今後におきましても、地域の中小零細事業者へ資金調達手段の情報提供を行ってまいります。

ウ. 事業性資金融資の推進

当信用組合では、資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供してまいりました。創業または新事業展開におきましても、同様に、積極的に融資推進を図っております。また、福島県浜通り地区は東日本大震災による人口減少、農作地の回復が遅れているなか、国の再生エネルギー推進に後押しされメガソーラー立地が続いているおり他金融機関との協調融資で5先4,224百万円の融資を決定し令和2年（2020年）度には全額実行しております。

<令和2年11月（2020年11月）未現在> (単位：件、百万円)

融資先	件数	実行額	融資総額
A事業者	2	524	524
B事業者	1	1,000	1,000
C事業者	1	700	700
D事業者	1	1,000	1,000
E事業者	1	1,000	1,000

③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化の方策の進捗状況

当信用組合では、原発事故の影響を受け、地域復興が不透明でさらに長期化することが見込まれるなかで、中小規模事業者が抱える経営問題が時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、経営改善支援コーディネーターの随時訪問による経営指導及び他の支援機関と連携を

図り、専門家派遣等の顧客サポートを行っております。

平成 28 年 3 月 (2016 年 3 月) に支援先の見直しを行い、平成 28 年 (2016 年) 度は 23 先に対し、経営改善支援コーディネーターによる経営相談や指導を実施しており、内 5 先については外部支援機関にも依頼し、経営改善支援活動を実施致しました。平成 29 年 (2017 年) 度から令和元年 (2019 年) 度まで支援先としてのべ 48 先を選定し、のべ 38 先に対して経営改善支援活動を実施しました。令和 2 年 (2020 年) 度は 12 先を支援対象先に選定し、11 月末現在 8 先に対して経営改善支援活動を行っており、残り 4 先に対しても今年度中に支援予定であります。今後も経営改善支援コーディネーター又は外部支援機関を活用し、積極的に派遣するよう取組んでまいります。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等についても経営改善支援事業を通じ積極的に実施しております。

④ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況

ア. 支援態勢の確立

当信用組合は、日々の渉外活動において経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握に加え、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、経営改善支援コーディネーターを擁して事業再生に向けた取組みを支援するための態勢を整えております。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様についても経営改善支援委員会により経営改善支援コーディネーターを擁して事業再生に向けた支援実施を指示しております。

なお、当信用組合では、事業の継続・再開を目指す中小規模事業者・個人の過大債務の負担軽減等の為の施策を広く知って頂くため日々の営業活動において周知を図っております。

令和 2 年 (2020 年) 度も前年度同様、中小企業の決算分析力習得の為に、通信講座「財務分析」の受講者 6 名に対し検定試験を受験させ財務分析力向上によるスキルアップを図っております。

更に、福島県信用組合協会等が開催する各種集合研修、その他の団体等が開催するセミナーにも参加させ、融資目利き力・判断力の養成を行

っております。

イ. 外部機関との連携

当信用組合では、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、外部の中小企業診断士、税理士等の各種専門家との協働や「福島県産業復興相談センター」、「福島県よろず支援拠点」、「宮城県よろず支援拠点」、「中小企業基盤整備機構」からの各種専門家派遣等の連携を図り、中小零細事業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、また、平成27年10月9日（2015年10月9日）に設立された「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」とも連携を図り、地域事業者の問題・課題等の解決に向けて外部機関との連携強化態勢を構築しております。

⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策の進捗状況

当信用組合のお客様である中小零細事業者の中には東日本大震災及び原発事故に伴う影響、あるいは経営者の高齢化等により代替わりを考えている方がおり、事業の承継を検討している方の相談に乗り、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当該事業者の税理士及び経営改善支援コーディネーター及び外部支援機関等と連携して、円滑な事業承継支援を図るべく取組んでおります。

更に令和元年5月14日（2019年5月14日）に設立された全国の信用組合からなる「事業承継連携協議会」により、各信用組合との情報共有を図りながら、M&A等も視野に入れた活動を実施して参ります。

尚、令和2年1月28日（2020年1月28日）にヒューレックスグループと業務提携し、令和2年4月1日（2020年4月1日）より（後継者支援・即戦力人材、若者人材の紹介等）（経営者、後継者の結婚斡旋等）（M&Aアドバイザリーサービス・創業支援・企業再生支援等）支援を開始し、地域事業者の事業承継支援・事業創生支援・企業再生支援等に取組んでおります。

（4）経営基盤の充実の方策の進捗状況

① 店舗戦略の明確化の進捗状況

ア. 融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定

東日本大震災以降、当信用組合におきましては、宮城県南部への営業エリアの拡大により、各営業店の配置において北は宮城県の仙南地

域から南は福島県のいわき市まで、広範囲となっております。

その様な中で、地域の特性を踏まえた営業戦略が必要であるものと考え、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗を設定した上で、営業推進を図っております。

a. 融資推進強化店舗

本店、原町支店、相馬西支店、亘理支店、大河原支店、岩沼支店に於いて主に融資推進を中心として、業務担当役員・業務課長と渉外担当者が同行訪問し、渉外担当者を指導。営業店店長または役席へ担当者の問題点・改善点等を報告し、改善を促しております。店長、役席者においては、帝国データバンク情報に基づく新規事業所開拓、一般職員においては、ハートフル覚書（職域優遇金利制度）締結事業所本体と従業員の複合取引開拓を実施し、融資量増強を図っております。

令和2年9月（2020年9月）より、信用組合のネットワークにより得たノウハウを活用し、業務部主催による特別貸出FS（フィールドセールス）を融資推進強化店舗にて開催。各部店より中堅職員を集め、新規事業者を中心としたアポ取り訪問を実施。新規取引獲得、職員の意識改革に繋がっております。

b. 預金推進強化店舗

相馬港支店、鹿島支店、浪江支店、新地支店、蔵王支店、いわき支店に於いて、主に預金推進を中心とした営業活動をしており、業務担当役員・業務課長と渉外担当者が同行訪問し、渉外担当者を指導。営業店店長または役席へ担当者の問題点・改善点等を報告し、改善を促しています。

イ. ローンセンターの設置

既存の営業店の中から特に、お客様の来店し易い立地条件と考えられる福島県の相馬西支店並びに宮城県の亘理支店をローンセンターとして、平成29年4月3日（2017年4月3日）より業務を開始しました。

現在、毎週火曜日夜間融資相談会を実施しており、台風19号の豪雨被災やコロナ禍における中小規模の事業者、勤労者の様々な状況に則した融資相談を受付ける体制強化を図っております。

ウ. 店舗の統廃合の検討

店舗別の採算を検討する上で、将来においても収益確保の厳しい店

舗につきましては、時機を見て移転若しくは統廃合の方向性について検討しております。

また、原発事故による避難指示から臨時休業している福島県の、浪江・大熊・富岡支店3店舗をカバーする浪江支店を、令和2年1月14日（2020年1月14日）に営業再開しております。相談所につきましては、令和元年12月末（2019年12月末）をもって閉鎖致しました。

② 預金増強並びに基盤強化の進捗状況

現在、我が国は人口減少時代に突入し、今後本格的な超高齢化社会を迎える、預金減少が顕在化することが予想されます。当信用組合にとって預金は金融機関の力のバロメーターであり、預金獲得による基盤は、すべての取引の源であるものと考えておりますことから、各種キャンペーンの実施や新規訪問、年金受給紹介運動等による口座獲得活動、職域金利優遇制度等新たな商品の開発・販売により、当信用組合の弱みでもあります若年層などの新たな年代の預金の取り込みを目指すなど、預金・基盤強化に向けた推進を図っております。

また、相続や贈与並びに原発事故による避難者の県外移住による預金流出も徐々に顕在化しており、相続関連業務や震災特例に基づく対応、台風19号等の豪雨災害の被災状況及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を考慮した、地域経済への支援など、各種災害等に応じて臨機応変に地域事業者・勤労者等の相談に乗り金融支援に取組み、更には、令和2年1月14日（2020年1月14日）に浪江支店が再開したことによる、金利上乗せ定期預金（双思・双愛）を発売し、双葉郡の顧客支援にも取組んでいます。また、高齢者マーケット拡大による預金の確保や避難解除後の取引先確保に向けた対策も積極的に取組んでまいります。

ア. 年金受給口座の獲得・定期積金を主力商品とした預金増強

a. 年金受給口座の獲得

地域の高齢化の中におきまして、振込により集まる預金として年金受取口座の獲得は重要性を増しておりますことから、年金お届けサービスや年金受給紹介運動、更には、金利を上乗せした、年金予約定期預金を令和2年4月（2020年4月）より発売し、従来の年金定期等と共に活用して推進を図っております。

【年金受給獲得件数一覧表】

『平成28年4月（2016年4月）～令和2年11月（2020年11月）末現在』

(単位：件)

	平成28年4月 令和2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
獲得件数	337	0	17	-5	15	-12	13	365

b. 定期積金を主力とした預金増強

当信用組合はお客様への戸別訪問による営業活動を実践しており、このことからお客様とのフェイス・ツー・フェイスの関係維持のため定期積金を主力商品としておりますことから、引き続き推進を図っております。

【定期積金契約高純増一覧表】

『平成28年4月（2016年4月）～令和2年11月（2020年11月）末現在』

(単位：百万円)

	平成28年1月 令和2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
純増額	665	-58	-114	-148	5	-15	57	392

イ. 各年齢層に対応した預金増強活動

預金増強のために、若年層から高齢者まで各年齢層に対応した商品を開発し販売しております。

【職域スクラム積金残高一覧】

『令和2年11月（2020年11月）末現在』

(単位：件、百万円)

	本店	相馬港支店	鹿島支店	原町支店	新地支店	相馬西支店	いわき支店	亘理支店
件数	237	162	200	357	54	55	45	37
契約高	424	282	364	751	114	94	152	31
	大河原支店	岩沼支店	蔵王支店	浪江支店	大熊支店	富岡支店	合計	
件数	105	84	52	1	7	2	1,398	
契約高	122	114	78	1	42	4	2,580	

（5）人材育成の方策の進捗状況

当信用組合は、東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原子力発電所の事故や営業区域拡大に伴う職員不足から、積極的な新卒採用を行い、現在、若年層職員が多く在職しております。この現状を踏まえ、地域を取り巻く厳しい環境の中で、現在、そして将来に向けて、当信用組合の経営体質の強化や地域の発展に資するため、高度化、専門化する業務へ対応でき

る人材や総合力を発揮できる人材を組織的に育成するために、平成 28 年（2016 年）度より取組を開始した「長期経営計画」の人材育成に基づく、「①人材育成は、個々人の適性を見極め適性に合った育成をし、その能力を有効活用する。②全職員を育成対象とし、それぞれの役割を明確にし、その役割に基づいた育成を行う。③特に「入組 10 年程度までの職員」、「入組 10 年から 20 年程度までの職員」を段階的、重点的に育成する。」を基本として、内部の人材育成マインドを醸成し、職員の能力の全体的な底上げを図るとともに、顧客目線に立ち、地域金融機関の職員として何ができるかを考え、それらを成し得る知識、技量及び経験を持った人材の育成を目指して各種研修等の実施及び各種セミナー等への派遣を実施しております。

更に、OJT により主任以下の職員に対して、個人ごとに指導担当者・指導責任者を明確にし、育成管理シートを作成して習得状況の管理を行うなど常に育成に関する P D C A を行う態勢としております。

また、業務課において、渉外担当者を主として同行訪問による OJT を実施しております。

【各種研修、セミナーへの派遣の取組】(令和 2 年 4 月 (2020 年 4 月)

～令和 2 年 11 月 (2020 年 11 月))

実 施	研修・セミナー等名	研修日数	受講者数
中止	新入職員研修	2 日	6 人
〃	事業先融資推進研修	2 日	4 人
〃	初級融資渉外研修	2 日	4 人
〃	融資業務の基礎知識講座	2 日	2 人
〃	融資審査判断能力向上研修	2 日	4 人
〃	内部監査講座	2 日	4 人
〃	テラー研修	1 日	4 人
〃	女性リーダー養成研修	2 日	5 人
Web 研修	内部管理者統括責任者研修		1 人
Web 研修	福島県金融機関サイバーセキュリティ		4 人
Web 研修	地域金融機関のマネロン意見交換会		3 人
Web 研修	中小企業向け金融支援業態向け説明会		4 人
集合研修	不当要求防止責任者演習	1 日	13 人
集合研修	サイバー防御演習	1 日	1 人

【通信講座】(令和2年4月（2020年4月）～令和2年11月（2020年11月）)

講座名	受講期間	受講者数
初級職員講座	4ヶ月	6人
中級職員講座	4ヶ月	7人
上級職員講座	4ヶ月	7人
財務分析講座	4ヶ月	6人
よくわかる住宅ローン講座	2ヶ月	3人
検査マニュアル廃止後の自己査定・信用リスク講座	3ヶ月	8人
サイバーセキュリティの危機対策講座	3ヶ月	2人
決算書をもとに経営者と語り合う方法を学ぶ講座	3ヶ月	3人
証券外務員 e ラーニング研修	2ヶ月	14人

3. 剰余金処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、組合員の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしてまいりました。

東日本大震災後の平成24年3月（2012年3月）期決算におきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、配当は行いませんでしたが、平成25年3月（2013年3月）期以降の決算におきましては、震災以前の水準の配当を実施するとともに、内部留保の積み上げを行っております。

また、優先出資による資本支援に対する配当は、所定の方法に従った配当金支払を実施しております。

なお、令和3年3月（2021年3月）期以降におきましても、引き続き、当信用組合を支えていただいております組合員の皆様に対する安定した配当並びに優先出資による資本支援に対する配当を実施・継続するとともに、内部留保の充実に取り組んでまいります。

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策の進捗状況

（1）経営管理に係る体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合は、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事5名と非常勤理事4名の9名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事による常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底すること

で、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

監査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部署における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施し、計画に掲げる取組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定を指示することとしております。これまでに、各担当部署より定期的な状況報告を受け、一元的な進捗管理を行っておりますほか、進捗管理に関する資料の検討・策定等を指示しております。

さらに、常務会は、理事会に対し上記計画の進捗や検討・指示事項を報告しており、牽制機能の強化に努めております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である監査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、監査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また、業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会に於いてコンプライアンス・プログラムの実施状況や苦情・要望の報告等を活用し、また店長会議においては常時コンプラ

イアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、全国信用組合監査機構監査を受けることとしております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、YAC公認会計士共同事務所における定例監査を受けることとしております。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査体制の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や、「大口与信先」、「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出し、毎月営業店に於いて状況を把握すると共に本部にも報告させ月次債権管理を行っております。

また、常務会に対し月次債権管理状況の報告等を行い、経営陣が適切にリスクの把握ができる体制としております。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度ごとに余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けておりま

す。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果についてALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための方針・規定を制定しており、月3回定期的に資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

④ オペレーション・リスク管理

当信用組合では、オペレーション・リスクの統合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、レビューションリスク（風評リスク）、災害・犯罪リスク及び人事労務リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。

所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取組みを強化しております、リスクの極小化及びリスクの顕在化の防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合では、地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めて頂き、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、

積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等をわかりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開しております。

また、9月期においても経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。